

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十六号金額の欄イ及び同項第百十八号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ及び同項第百二十号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。